

(平成22年度)

地域包括支援センター職員研修事業について

(地域包括ケア推進指導者養成事業)

第Ⅰ 実施方針策定の前提(地域包括ケアの推進)

地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすためには、①一人ひとりのニーズに応じて、医療や介護のみならず、介護保険外サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で用意されていること、②同時に、サービスがバラバラに提供されるのではなく、包括的・継続的に提供できるような地域の体制が出来ていることが必要である。(地域包括ケア)

包括的・継続的にサービスを提供するには、地域住民のニーズに応じて医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートし、適時に供給する体制が必要であるが、その中心的役割として、地域包括支援センター等が活躍することを期待されているところである。(地域包括支援センターネットワークの構築)

しかしながら、現在の地域包括支援センター(以下「包括センター」)の活動状況を見ると、介護予防業務などの比重が過多となり、必ずしも包括的・継続的にサービスが提供される体制作りが出来ていないのではないかと指摘も出ている。包括センターは、地域包括ケアを支えるネットワークの中核機関として、その機能の強化が喫緊の課題となっている。

第Ⅱ 求められる人材の姿と研修の方向性

包括センターは、本来市町村が実施すべき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助業務を受託して行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機能を有しているものであることから、当該センターの職員は、個人又はチームとして地域住民に対する包括的な支援能力が何よりも求められる。

しかしながら、実際の支援は、包括センターのみで達成されるものではない。サービス提供事業者の他に、自治会、NPO、民生委員等住民協力者、福祉事務所等公的機関による重層的なネットワークが機能したとき、地域社会の中で困難な生活を強いられている高齢者の暮らしが改善することとなる。

したがって、包括センターがネットワークのコーディネート機関として機能していくためには、各人の専門分野に囚われず、様々な、重層的なネットワークを構築していく人材が求められているものと考えられる。

今般の職員研修事業は、「ネットワークとは何か」、「その構築の仕方とは」等を中心に、実例を織り交ぜ研修事業を実施することとしている。併せて、各都道府県にご理解とご協力を頂きつつ、新たな実施スキームにより全国の包括センターへその効果を波及させたいと考えている。

第三 具体的な研修内容と実施スキーム

1 研修内容

包括センターが地域包括ケアネットワークの中核機関として機能し、そして維持していくためには、明確な目的意識を持ち、人材育成の観点から長期的な視点に立って計画的に職員研修を実施し、更にその成果を検証しつつ定期的に見直す仕組み(研修事業のPDCA)を導入することが、ひいては包括センターの機能強化に繋がっていく。

このため、当省において包括センターに関係する五団体との連携協力体制を構築(別添)した上で、有識者(厚生省より個別に依頼した中央研修指導講師)も交えて、現在、包括センター職員研修の実施方針の策定作業を行っており、今後はこれに基づき、五団体とも協力しながら、体系的な職員研修に取り組んでいきたいと考えている。

(1)基本コンセプト

“帰ったら実践してみようとやる気にさせる研修”を目指す！！

(2)研修内容策定の基本方針

今年度の研修目的は、「包括センターがネットワークのコーディネート機関として機能していくためのスキルの向上」にある。

このため、①ネットワークはなぜ必要か(包括センターを中核とするネットワークが、発見し支えるシステムとしていかに意味のあるものかと言うこと)、②ネットワークにはどのようなものがあるのか(ネットワークとは実は多様なものであるということ)、③どうやって作ってきたか、④ネットワーク構築のポイント(結局は地域に溶け込むことか?)等ネットワーク構築までのプロセスを丁寧に実例を混ぜながら、自分も実践してみようという気持ちになるような意識啓発を目指して研修会を実施する。

(3)カリキュラムと講師

現在策定中

地域包括ケア推進指導者養成事業(中央研修分)受託事業者との協働作業

(注)本件については、「地域包括支援センター職員研修関係機関連携会議企画委員会(別添名簿)」において具体的な検討を進めていくこととしている。

(別添)

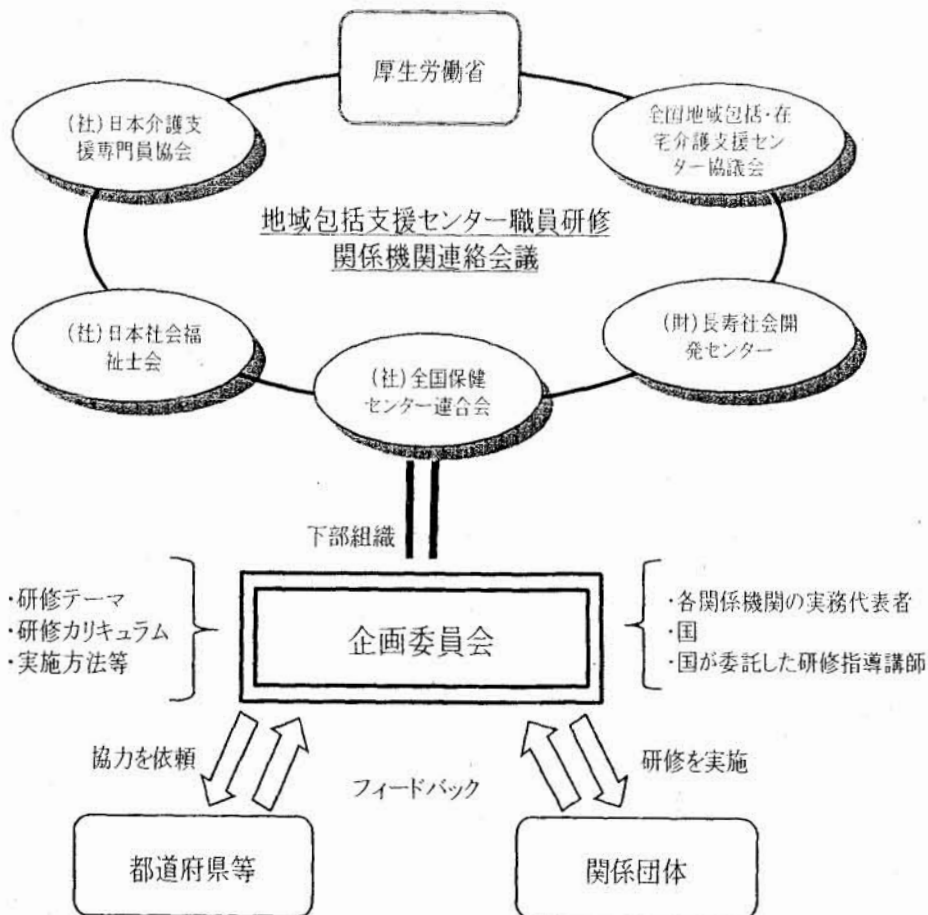
地域包括支援センター職員研修 関係機関連携体制の構築について

(趣旨)

地域包括支援センターは、住み慣れた地域での安心した暮らしを支える地域包括ケアの中核機関であり、この活動の良否が地域包括ケアの質を決定づける。

このため、高齢者の安心した暮らしを守るため日々活動する地域包括支援センターに関する下記五団体の中央組織と厚生労働省は、地域包括支援センターのより良い活動を促すため、厚生労働省を中心に一堂に会し、初任者・現任者・指導者等各段階での職員研修の適切なあり方を検討し、実践する体制を構築することとしたものである。

《イメージ図》



2 実施スキーム

(1) 基本的考え方

包括センター職員研修は、本年度予算措置された地域包括ケア推進指導者養成事業を活用し、「中央研修」、「ブロック研修」を実施するとともに、各都道府県の判断により「中央研修受講者」を活用した「地方研修」も可能な範囲で実施していただきたいと考えている。

その上で、実際の研修が行われた後、国としては、都道府県を通じて反省点やご意見、包括センターの機能強化を見据えた研修の改善点等についてご意見を頂戴し、次年度以降の研修の見直しに繋げていきたいと考えている(注)。また、各自治体においては、介護保険事業計画における人材の確保又は質の向上に資する事業に役立てて頂きたい。なお、本件に関する都道府県への各種ご依頼については、国の今年度の予算措置、法令上の具体的な根拠は特にないことから、あくまでも各自治体のご判断によりご協力頂ける範囲で実施するものである。

(注)研修事業のPDCAを取り入れる観点から、ご意見や改善点等について都道府県等からのフィードバックを想定しています。(詳細は後述)

(2) スキーム

中央研修、ブロック研修は国が直接実施するが、地方研修は各都道府県の判断によることとなるが、中央研修受講者等を活用し、ネットワーク構築のみならず幅広い研修の実施についてご協力をお願いしたい。

なお、当面は国が直接実施するブロック研修で、ネットワーク構築を中心としたスキルアップを目指すものの、包括センターが現在、全国に四千か所超あり、増加中であることを踏まえると、より幅の広い分野を対象とし、かつ充実した全職員研修を実施するためには、決め細かな対応が必要であることから、都道府県の研修実施状況も勘案しつつ、地方研修へのシフトを考えていく予定である。

(基本スキーム)

